

公契約における労働条項に関する条約
(ILO 第 94 号条約)

1. 採択年と批准国数

本条約は、1949年のILO（国際労働機関）第32回総会で採択された。2012年4月現在の既批准国は60カ国である。

2. 条約の概要

本条約は、これを批准する加盟国が、公の機関を一方の契約当事者とする契約において、労働協約、国内の法令等により定められた労働条件に劣らない労働条件を、関係労働者に確保する条項が含まれるよう措置をとることを規定するものである。

公契約における労働条項に関する条約（第 94 号）（日本は未批准、仮訳）

国際労働機関の総会は、
国際労働事務局の理事会によつてジュネーヴに招集され、且つ千九百四十九年六月八日を以てその第三十二回会議を開催し、
この会議の会議事項の第六項目である公契約における労働条項に関する提案の採択を決議し、且つ
この提案は条約の形式によるべきものなることを決定したので、
千九百四十九年の労働条項（公契約）条約として引用することができる次の条約を千九百四十九年六月二十九日に採択する。

第 一 条

- 1 この条約は、次の条件を充す契約に適用する。
 - (a) 契約の当事者の少くとも一方は公の機関であること。
 - (b) 契約の履行は次のものを伴うこと。
 - (i) 公の機関による資金の支出 及び
 - (ii) 契約の他方当事者による労働者の使用
 - (c) 契約は次のものに対する契約であること。
 - (i) 土木工事の建設、変更、修理若しくは解体
 - (ii) 材料、補給品若しくは装置の製作、組立、取扱若しくは発送 又は
 - (iii) 労務の遂行若しくは提供 並びに
 - (d) 契約は条約が実施される国際労働機関の加盟国の中央機関により査定されること。
- 2 権限のある機関は、条約が中央機関以外の機関により査定される契約に適用されるべき程度及び方法を定めなければならない。
- 3 この条約は、下請負業者又は契約の受託者により行われる作業に適用する。かかる適用を確保するため権限のある機関は、適当な措置を講じなければならない。
- 4 権限のある機関が関係ある使用者団体及び労働者団体（各団体の存在する場合）と協議の上定める限度を超えない額の公の資金の支出を伴う契約は、この条約の適用から除外することができる。
- 5 権限のある機関は、関係ある使用者団体及び労働者団体と協議の上、管理の地位を占める者又は技術的、専門的若しくは科学的性質を有する者であつて、労働条件が国内の法令若しくは規則、労働協約又は仲裁裁定により規律されず且つ通常筋肉労働を行わないものをこの条約の適用から除外することができる。

第 二 条

- 1 この条約の適用をうける契約は、当該労働が行われる地方において関係ある職業又は産業における同一性質の労働に対し次のものにより定められているものに劣らない有利な賃金（手当を含む。）、労働時間その他の労働条件を関係労働者に確保する条項を包含しなければならない。
 - (a) 関係ある職業又は産業における使用者及び労働者の大部分を夫々代表する使用者団体及び労働者団体の代表者間の労働協約その他の承認された交渉機関により、
 - (b) 仲裁裁定により、又は
 - (c) 国内の法令又は規則により
- 2 当該労働が行われる地方において前項に掲げられる労働条件が同項に掲げられる方法をもつて規制されない場合には、契約中に挿入される条項は、右のものに劣らない有利な賃金（手当を含む。）、労働時間その他の労働条件を関係労働者に確保するものでなければならない。
 - (a) 最も近くの適当な地方において関係ある職業又は産業における同一性質の労働に対し労働協約若しくはその他の公認交渉機関、仲裁又は国内の法令若しくは規則により定められるもの
 - (b) 契約者が従事する職業又は産業において、一般事情が類似している使用者により遵守される一般水準
- 3 契約に挿入されるべき条項の条件及びこれが変更は、権限のある機関が関係ある使用者及び労働者の団体（かかる団体が存在する場合）と協議の上、国内事情に最も適当すると認められる方法でこれを決定しなければならない。
- 4 権限のある機関は、広告による明細書その他により、契約申込者に当該条項の条件を知悉させることを確保するため適当の措置を講じなければならない。

第 三 条

契約の履行に従事する労働者の健康、安全及び福利に関する適当の規定が国内の法令若しくは規則、労働協約又は仲裁裁定によりいまだ適用されない場合には、権限のある機関は、関係労働者に対する公平にして合理的な健康、安全及び福利の条件を確保するため充分な措置を講じなければならない。

第 四 条

この条約の規定を実施する法令、規則又はその他の手段は、

- (a) (i) すべての関係者に知らしめなければならない、
- (ii) これが遵守に付責任ある者を定めなければならない、且つ
- (iii) 労働者にその労働条件を知らせるため関係ある設備及び作業場において見易き箇所に掲示することを要求しなければならない。
- (b) 有効な実施を確保するためその他の措置が実施されている場合を除き、
- (i) 関係労働者が労働する時間及びこれに支払われる賃金の適当な記録の保存について規定しなければならない。
- (ii) 有効な実施を確保するに充分な監督制度の維持について規定しなければならない。

第 五 条

- 1 公契約における労働条項の規定の遵守及び適用を怠る場合について、契約の手控えその他により適当の制裁を適用しなければならない。
- 2 関係労働者をしてその正当の賃金を受けることを得しめるため、契約の下における支払手控えその他の方法により適当の措置を講じなければならない。

第 六 条

国際労働機関憲章第二十二条により提出される年次報告には、この条約を実施する措置に関する充分な情報を包含させねばならない。

第 七 条

- 1 人口の稀薄又は地域の発達段階のために権限のある機関がこの条約の規定を実施すること不可能と認める広い地域を含む領域を有する加盟国については、右機関は、関係ある使用者及び労働者の団体と協議の上（かかる団体が存在するときは）、その適当と認める特定の企業又は業務に関し一般的に又は例外を付して、この条約の適用よりかかる地域を除外することができる。
- 2 各加盟国は、国際労働機関憲章第二十二条により提出するこの条約の適用に関するその最初の年次報告において、この条の規定を援用せんとする地域を指摘し、且つこれを援用せんとする理由を示さなければならない。いかなる加盟国も、その年次報告の日付以後、かくの如く指摘した地域を除いては、この条の規定を援用することはできない。
- 3 この条の規定を援用する各加盟国は、三年を超えない期間において、関係ある使用者及び労働者の団体と協議の上（かかる団体が存在するときは）、1により除外される地域にこの条約の適用を拡張する可能性を再考慮しなければならない。
- 4 この条の規定を援用する各加盟国は、爾後の年次報告においてこの条の規定を援用する権利を放棄する地域と、かかる地域における条約の漸次的適用の目的を以て行われた進歩の程度とを指摘しなければならない。

第 八 条

この条約の規定の実施は、権限のある機関が関係ある使用者及び労働者の団体と協議の上（かかる団体が存在するときは）、不可抗力の場合、又は国の福利若しくは安全を危殆ならしめる緊急の場合において一時これを停止することができる。

第 九 条

- 1 この条約は、関係加盟国に対する条約の効力発生前に締結された契約には適用しない。
- 2 この条約の廃棄は、条約の実施中締結された契約に関するその適用に影響を及ぼさないものとする。

第 十 条 ～ 第 十 九 条 （略）